

茨木市開発指導要綱施行基準の一部改正新旧対照表

現 行 分				改 正 分			
第34 周辺空間の確保基準（要綱第25条第1項第5号関係）				第34 周辺空間の確保基準（要綱第25条第1項第5号関係）			
1 （略）				1 （略）			
2 建築物の外壁の後退				2 建築物の外壁の後退			
制限区域内敷地における周辺空間の確保については、建築物の外壁後退により行うものとし、建築物の形式及び用途等の区分に従い、次表及び次図に示す全ての項目に適合しなければならない。				制限区域内敷地における周辺空間の確保については、建築物の外壁後退により行うものとし、建築物の形式及び用途等の区分に従い、次表及び次図に示す全ての項目に適合しなければならない。			
項	適用範囲		適用基準	項	適用範囲		適用基準
	用途地域・開発区域	建築物の形式・用途			用途地域・開発区域	建築物の形式・用途	
1	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	全て	①北側敷地境界から1.0m以上。ただし、建築基準法施行令第135条の20に該当するものはこの限りでない。 ② （略）	1	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	全て	①北側敷地境界から1.0m以上。ただし、建築基準法施行令第135条の21に該当するものはこの限りでない。 ② （略）

